

栃木県労働基準協会連合会

平成29年1月1日 発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築港町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp
第28号 発行人 藤田英二 印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 藤澤 智

新年明けましておめでとうございます。県内8地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また旧年中は、当連合会の業務運営に多大なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、第31回夏季オリンピックがブラジルのリオデジャネイロで開催され、日本人選手の活躍で大いに盛り上がりました。メダル獲得数は過去最高とのことでした。いよいよ2020年には東京オリンピックですが、その成功に向けて盛り上がっていくことと思います。さらに、スポーツ繋がりでは、夏の甲子園大会で作新学院

が2回目の優勝を飾ったことも記憶に残る出来事でした。また、日本人がノーベル医学・生理学賞を受賞し、基礎科学の重要性を改めて確認する機会ともなりました。

一方、東日本大震災から5年の節目の年に、4月には熊本地震の発生で大きな被害が出るとともに、11月には福島沖地震が発生しました。地震列島の上に生活している宿命を否が応でも感じざるを得ません。

さて、我が国の昨今の経済動向について、10月3日に公表された日銀短観では、大企業の業況判断について、製造業で横ばい、非製造業で小幅に悪化などとしています。

また、過激な発言で物議を醸していたトランプ氏が次期アメリカ大統領に決定し、今後の国際政治経済面でも不確定要素が一層増したといえなくもありません。

県内経済に目を転じてみると、雇用情勢、住宅投資は緩やかな回復、設備投資は持ち直しの動きを示し、個人消費、生産活動は横ばい圏の動き、公共投資は弱含みの動きとなり、総じて、持ち直しの動きとなっています。

政府は、経済の好循環を図るために「日本再興戦略」改訂2015を踏まえ、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて、働き方改革等に取り組んでいくとしています。

労働力人口を維持し、労働生産性を向上させるためにも、女性のさらなる活躍促進や、働き方改革が課題となっています。

会員事業場におかれましても、女性活躍のための環境整備や働き過ぎの防止、多様な正社員制度の導入など、働き方改革に向けた具体的な取組を進めていただくようお願いいたします。

さらに、転倒災害が増加している現状から栃木労働局が進める「ストップ! 転倒災害プロジェクト」の推進に本年も協力してまいります。

当連合会では、新年におきましても、引き続き労働災害や長時間労働による健康障害の増加が懸念されることから、県内事業場において、労働法令が確実に遵守され、安全で健康的な職場環境が形成されるよう、各種講習会やセミナー、広報などの充実を図り、労働福祉の向上に寄与することとしております。

新年が、栃木県にとって活気あふれる年となり、また、各地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様にとって新たな飛躍の年となりますよう祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。



年頭にあたって

栃木労働局長 白兼 俊貴

新年、明けましておめでとうございます。

平成29年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいただき御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、栃木県内の昨年10月の有効求人倍率は、1.22倍であり、全国の有効求人倍率(1.40倍)を下回っておりますが、求人の数は増加傾向で進んでおり、県内の雇用情勢は、一部に厳しさが認められるものの改善がすすんでいるものと判断しております。

人口が減少する社会が到来する中、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が働きやすく活躍しやすい職場環境の実現に向けた働き方改革の推進が求められているところですが、依然として、解雇や賃金不払等労働者からの権利救済を求める申告事案のほか、賃金不払残業や長時間労働・過重労働に関する相談が数多く監督署等に寄せられている状況にあります。

労働局といたしましては、労働条件の確保を図るための的確かつ厳正な監督指導を実施することはもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した取組に力を入れてまいります。

特に、長時間労働の削減は、過労死等の防止、男性の家庭への参画、女性の活躍促進などの土台であり、最重要課題として取り組んでいきたいと考えています。

また、栃木県最低賃金につきましては、24円の引き上げを決定し、昨年10月から1時間775円に改定いたしました。最低賃金額以上の賃金の支払をお願いいたします。

一方、県内の労働災害発生状況は、平成28年11月末現在における休業4日以上の被災者数は1,552人と、前年同期より46人増加、死亡災害については16人と、前年同期と同数の状況です。

労働局では、平成24年から平成29年の5年間で労働災害による休業4日以上の死傷者数を15%以上減少(毎年平均5%減)させる、という目標(第12次労働災害防止計画)に基づき、労働災害の減少に取り組んでおり、本年平成29年はその最終年度にあたりますが、このままでは、その達成が困難な状況にあります。

今後は、全業種に共通、あるいは特定の業種に多い事故の型に着目した労働災害防止など、より細やかな取り組みを、いっそう強化してまいりたいと考えています。

労働災害を減少させるためには、全ての事業場の労使が、作業に潜むリスクを理解し、正しい行動をとることが最も大切です。

より多くの事業場が、このような取組を、一つ一つステップアップして、継続的に実行していただくことこそが、労働災害の減少につながる道であると考えております。

貴会におかれましても、会員の皆様とともに、労働者が安心・安全で健康に働くことができる職場環境づくりを、いっそう進めていただきますようお願い申し上げます。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝と、無事故・無災害をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

本年もよろしくお願い申し上げます。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始 無災害運動

2016.12.15 ~ 2017.1.15

栃木労働局からのお知らせ①（雇用環境・均等室）

平成29年1月1日施行！！

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法への対応はお済みですか？

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されました。この改正により、事業主は①②の対応が必要です。

① 育児・介護休業規定の見直し

（介護休業の分割取得、有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和など）

② 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタハラ）防止措置を講じること

（方針の明確化・周知、相談窓口の設置など）

※ 以下に対応例を掲載していますので、ご活用ください。

< 栃木労働局ホームページ >

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

> 各種法令・制度・手続き > 雇用環境・均等室 > 新着トピックス

【平成29年1月1日施行対応】 育児・介護休業等に関する規定（例）

【平成29年1月1日施行対応】 育児・介護休業等に関する労使協定（例）

【平成29年1月1日施行対応】 セクハラ・マタハラ防止ポスター一例

栃木労働局では、セクハラ・マタハラ防止措置に関するリーフレットを作成いたしました（下記参照）。

セクハラ・マタハラと併せてパワハラとの相談も一元的に受け付ける体制としたハラスメント防止ポスターも掲載されています。ポスターご希望の方は、栃木労働局ホームページからダウンロードしていただくか、栃木労働局雇用環境・均等室（TEL：028-633-2795）までご連絡ください。

事業主の皆さま

職場のセクハラ・マタハラ対策はあなたの義務です！！

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、セクハラ対策・マタハラ対策として、必要な措置を講ずることが事業主に義務づけられています。

| 新設 | 新設 | 新設 |
|---|--|---|
| < 男女雇用機会均等法第11条(2) > 事業主は、雇用において行われ得る性的な言動に該当する労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。当該労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。当該労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。 | < 男女雇用機会均等法第11条(2)(イ) > 事業主は、雇用において行われ得る性的な言動に該当する労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。当該労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。当該労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。 | < 育児・介護休業法第25条 > 事業主は、雇用において行われ得る性的な言動に該当する労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。当該労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。当該労働者の労働条件に不当な差別的取扱いを行わないよう努めなければならない。 |

職場のセクハラ・マタハラは許さないという方針を示す

- 社内規程の周知や研修を通じて、職場のセクハラ・マタハラは許さないこと、何がセクハラ・マタハラに当たるのか、育児・介護休業法等が利用できる旨を周知する。
- 行為者に対する懲戒やセクハラ・マタハラは懲戒の対象となることなどを就業規則等で明らかにして、周知・啓発する。

もしも、問題が起きてしまったら

- 事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- セクハラ・マタハラの実態が確認された場合は、被害者に生じている不利益の回復、毎週臨時停職又は事業場内就業保護スタッフによる被害者のメンタルヘルスマチガイへの対応を行うなど迅速に対応する。
- 就業規則に基づき行為者に必要な懲戒を行う。
- セクハラ・マタハラの実態が確認できない場合も含め、再発防止に取り組み。

相談体制を整える

- 相談窓口を設置し、周知する。
- 相談対応マニュアルを決めておくなどして、相談窓口の担当者で適切に対応できる体制を整える。
- セクハラ・マタハラ対策として並行して行われるべきでなく、相互の連携が求められる場合や複雑な場合であっても相談に対応する。

相談対応などに際して

- 相談者・行為者のプライバシーの保護や相談者・事業関係の保護が不利にならないように配慮することを中心として、安心して相談できるようにする。

マタハラの原因や背景となる要因を解消するために

- 妊娠した労働者の周囲の労働者への業務の振りや軽減を行う、業務分担の見直しを行ったり、業務点検を行い、業務の効率化を図る。

市が目に映ってセクハラ・マタハラなんてないと思いませんか？

セクハラ（性骚扰）、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタハラ）は、どの職場でも起こりうる問題です。紛争や訴訟対応による時間的・経済的損失は大きく、事業を放棄すれば、企業イメージの悪化や職場の萎縮につながります。まずは、ウェブサイトのポスターを社内掲示するなどして、セクハラ・マタハラ防止対策の第一歩を踏み出してください。

ポスターの活用方法

ポスターの内容があなたの会社の対策と合致して、社員への周知・啓発利用として、利用することもできます。相談窓口の前に相談担当者の所属、氏名、連絡先などを書き込んで、パートや派遣労働者を含めた全員が見ることができるよう掲示してください。

ハラスメントは許しません!!

妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動はマタハラ、性別役割分業意識に基づく言動はセクハラの原因や背景となり得ます。このような言動を行わないよう注意しましょう。

| セクハラとは？ （セクシュアルハラスメント） | マタハラとは？ （妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント） | パワハラとは？ （パワーハラスメント） |
|---|---|--|
| 例えば... <ul style="list-style-type: none">性的な冗談、からかい質問目や口元への視線、配付、指示性的な内容の噂を意図的に流す身体への不必要な接触食事やデートにしつこく誘う罵詈雑言、性的な侮辱や脅迫性的な言動を拒否した社員を締め付ける性的な言動が相手から返ってきたら、性的な言動で返すセクハラに該当する。 | 例えば... <ul style="list-style-type: none">上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた育児の取得について上司に相談したら「愚の骨太にありえない」と言われた育児短時間勤務をしていたら、同僚から「まわりは残業している」と何度も苦言を言われ、精神的に非常に苦痛を感じている | 例えば... <ul style="list-style-type: none">罵詈雑言を投げつけられ、身体に当たった同僚の前で、上司から無意味な指示や言葉を浴びた先手・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない一人でできない量の仕事を押し付けられる他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない |

ハラスメントをしたことが確認された場合は、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となる場合があります。行為の具体的な態様、当事者同士の関係や被害の程度・心傷等を総合的に判断して、処分を決定します。

ハラスメントで悩んでいませんか？

ハラスメントに対して、「はっきりと（通告）、『やめてください』という意思を相手に示しましょう。一人で悩まず、深刻な状況にならないよう、早めに相談してください。

相談窓口

※あなたが、正社員でなくても、また、派遣社員であっても当社において働いているすべての方は、相談を受けることができます。もちろんあなたが男性であっても同様です。
※ハラスメントに該当するかどうか判断も相談してください。
※相談は公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利な取扱いはいりません。
※相談を受けた場合、必要に応じて関係者から事情を聞くなどして事実関係を確認し、事案に応じた適切な対応をします。また、再発防止策を講じる等適切に対応いたします。
※妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。派遣社員については、派遣元企業においても利用できる制度が整備されています。就業規則等により確認しましょう。
※制度や規程を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行います。
※受給者制を利用するためにも、日頃から業務に関する方々のコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

【お問い合わせ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

栃木労働局からのお知らせ②（賃金室）

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

【地域別最低賃金】 特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

| 最低賃金の件名 | 時間額 | 効力発生日 |
|---------|------|------------|
| 栃木県最低賃金 | 775円 | 平成28年10月1日 |

【特定最低賃金】 18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

| 最低賃金の件名 | 時間額 | 効力発生日 |
|---|------|-------------|
| 塗料製造業 | 904円 | 平成28年12月31日 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 851円 | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 851円 | |
| 自動車・同附属品製造業 | 856円 | |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業 | 851円 | |
| 各種商品小売業 | 817円 | |

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）

又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

栃木労働局からのお知らせ③（健康安全課）

” 栃木労働局「緊急労働災害防止対策強化期間」無災害運動実施中 ”

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、本年10月末現在1,373人と前年同時比で0.7%の増加となっており、死亡労働災害は16人と前年より1人増加となっております。

特に平成28年は、年度当初から、死亡労働災害が多発していたことから、6月1日から9月30日までの期間を「緊急労働災害防止対策強化期間」とし、労働災害防止活動を広く展開してきましたが、未だ増加傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。

さらに、これから年末年始を迎えるにあたり、労働災害とりわけ死亡災害や一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生、さらに、冬場に入り路面等の凍結による転倒災害の増加などが懸念されることから、さらなる労働災害防止への取り組みが必要となります。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局としましては、再度、労働災害の撲滅を目的とした、「緊急労働災害防止対策強化期間」を設定し、年末年始における労働災害防止対策に合せて、取組の強化を図ることとしました。

期 間 平成28年11月1日～平成29年2月28日

とちぎ労基連トピックス①

栃木労働局が進める「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく、転倒災害等労働災害防止啓発活動に参加しました。

11月25日（金）FKDインターパーク店で転倒災害防止の周知啓発活動を実施しました。

当日は、栃木労働局白兼局長をはじめ行政、各労働災害防止団体関係者総勢10名ほどで、大型店舗の正面入り口等で従業員や買物客の方に「転倒災害防止対策のポイント」のリーフレット、ポケットティッシュを配りその周知に努めました。

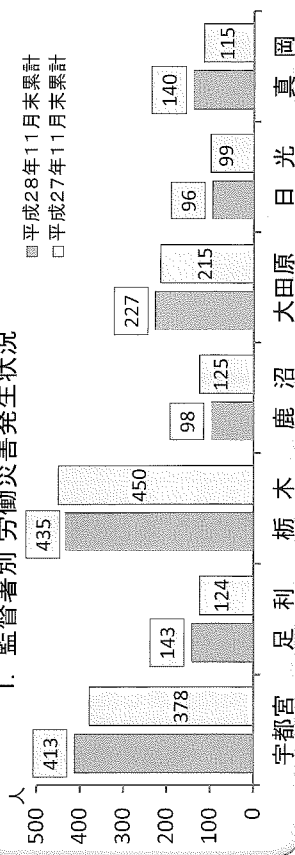
労働局によれば、9月末現在で、死傷者数が微減で推移する中、転倒災害による死傷者数は273人と最も多く、前年同期比約12%の増加となっているうえ、その内約3割が休業2か月以上の重篤なもので、また、転倒災害の約6割が第三次産業において発生しているとのこと。

年々労働災害の原因で多くなり、突出しつつある「転倒災害」に歯止めをかけていきたいものです。

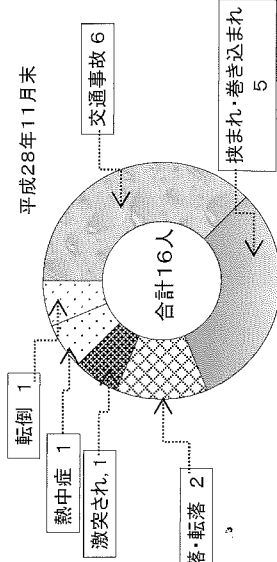


労働災害発生状況 (平成28年11月末現在)

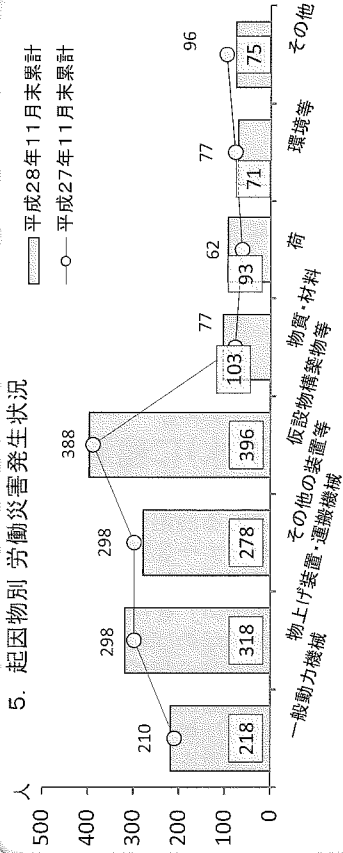
1. 監督署別労働災害発生状況



3. 事故の型別労働災害発生割合(死亡)



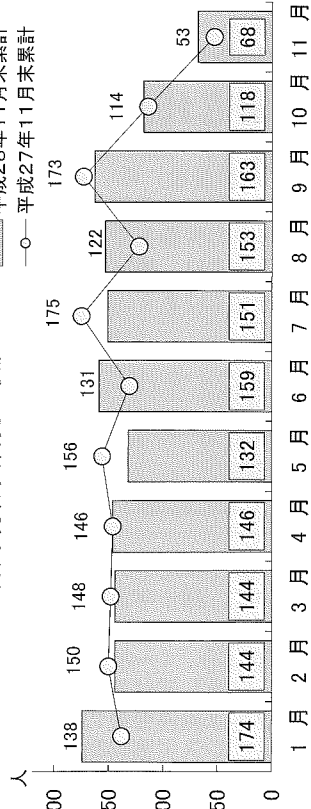
5. 起因物別労働災害発生状況



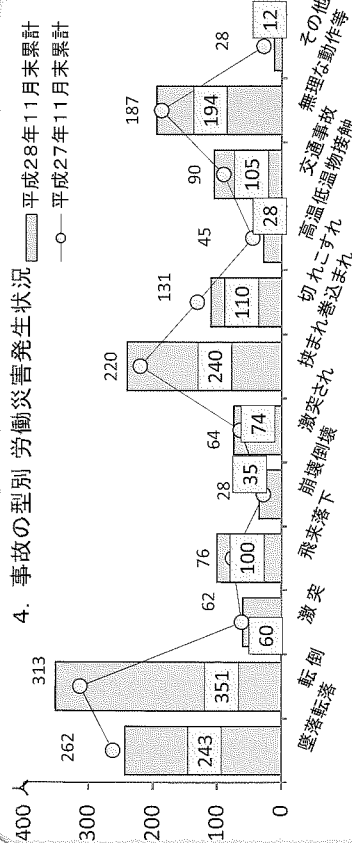
主要業種別労働災害発生状況 (休業4日以上)の死傷報告書による統計で、死亡者数は内数である。

| 区分 | 平成27年 | | 平成28年 | | 増減数 | 増減率(%) |
|---------|-------|------|-------|------|-----|--------|
| | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | | |
| 全業 | 1,506 | 16 | 1,552 | 16 | +46 | +3.1 |
| 製造業 | 453 | 3 | 485 | 1 | +32 | +7.1 |
| 建設業 | 200 | 5 | 211 | 4 | +11 | +5.5 |
| 道路貨物運送業 | 167 | 1 | 163 | 2 | -4 | -2.4 |
| 陸上貨物取扱業 | 21 | 2 | 18 | 0 | -3 | -14.3 |
| 林業 | 615 | 5 | 634 | 6 | +19 | +3.1 |

2. 月別労働災害発生状況



4. 事故の型別労働災害発生状況



とちぎ労基連トピックス②

平成 28 年度第 3 回理事会を開催しました。

10月18日(火) 栃木県建設産業会館において、理事 16 名、監事 1 名が出席し、当連合会の平成 28 年度第 3 回理事会を開催しました。

議事に先立ち、藤澤 智会長から「県内の労働安全衛生水準の維持・向上や栃木労働局が進める働き方改革への支援等連合会の活動への理解と協力を引き続きお願いします」旨の挨拶がありました。

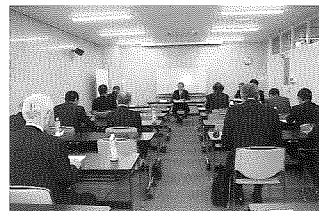
理事会には、

- 第 1 号議案 平成 28 年度上半期事業報告
- 第 2 号議案 平成 28 年度上半期収支予算執行状況報告
- 第 3 号議案 平成 28 年度役員活動状況報告

のほか、

- 第 4 号議案 その他

以上が上程され、審議の結果全議案とも承認されました。



とちぎ労基連トピックス③

11月16日(水)に鹿沼市内で介護事業場就労環境整備セミナーを開催しました。

鹿沼市文化橋町にある鹿沼市民情報センターにおいて、厚生労働省より受託し実施している「介護事業場就労環境整備事業」の整備セミナーを鹿沼労働基準監督署と共催で開催しました。

当日は、介護事業場における人材の定着を図るため「就労環境を整備・改善して働きやすく、やりがいを感じられる職場づくりのお手伝い」を目的に実施したものです。

鹿沼市内の介護事業場の関係者にお集まりいただき、野澤鹿沼労働基準監督署長のご挨拶に始まり、就労環境整備指導員である増淵裕美社会保険労務士による「労働関係のここだけはポイント 13」や職場のメンタルヘルス対策について、栃木産業保健総合支援センター高橋由紀子相談員の講演を熱心に聴講していただきました。

この介護事業場就労環境整備事業では、セミナーの開催とともに、労働条件の整備や安全衛生管理の充実を希望する介護事業場には指導員を派遣して、個別に必要な情報の提供・助言をすることにより、当該事業場の就業環境の形成を支援(無料)しています。是非、ご活用ください。

介護事業場就労環境整備事業についての詳細は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)のホームページで検索いただくか、当連合会(Tel. 028-678-2771)までご相談ください。

とちぎ労基連トピックス④

横堀幸三様(前栃木県労働基準協会連合会副会長・同足利労働基準協会長)に栃木労働局長より感謝状が贈呈されました。



横堀幸三様(株式会社トチセン 相談役)は、平成 16 年より、平成 28 年度通常総会において退任されるまでの 12 年間に亘り、足利労働基準協会会長及び栃木県労働基準協会連合会副会長として、足利地区はもとより栃木県内の労働基準関係法の遵法水準の向上に、格別の貢献されたことから栃木労働局長(白兼俊貴局長)より、感謝状が授与されました。

これまでのご功績に深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

とちぎ労基連トピックス⑤

プレス災害防止に向けて尽力された田上恵也氏が、緑十字賞を受賞されました。

田上恵也氏が、10月19日(水)に仙台市で開催された中央労働災害防止協会主催の第 75 回全国産業安全衛生大会総合集会において、緑十字賞(産業安全の推進)を受賞されました。

田上氏は長年にわたり、プレス労働災害防止に取組み、(一社)栃木労働基準協会非常勤講師として「動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整等の業務に係る特別教育」講師に従事されるとともに、平成 24 年からは当連合会の非常勤講師としてプレス機械作業主任者技能講習をご担当いただき、プレス災害の防止に向けて培った経験と技能を踏まえ、安全教育を通して多大な貢献をされたことなどにより、中央労働災害防止協会会長から緑十字賞を受賞されたものです。

誠にありがとうございました。



地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 1月19日(木) ~ 20日(金) 第2回職長教育
栃木県護国会館
- ② 1月26日(木) 労務管理講習会
(清原工業団地管理センター)
- ③ 2月14日(火) 研削といし特別教育
栃木県護国会館
- ④ 3月9日(木) ~ 10日(金)
第2回安全管理者選任時研修
栃木県護国会館
- ⑤ 3月23日(木) 第3回総務部会・理事会
藤井産業(株) 会議室

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 1月10日(火) クレーン・玉掛け業務再教育
アキレス(株)
- ② 1月20日(金) THP・MS合同役員会
足利市民プラザ
- ③ 1月21日(火) ~ 22日(水)
動力プレス金型交換等業務特別教育
(株) 深井製作所他
- ④ 1月31日(火) 労務管理セミナー・新春会員懇談会
足利市民会館
- ⑤ 2月中旬 メンタルヘルス研修会
場所未定
- ⑥ 2月18日(土) ~ 19日(日)
職長教育 足利市民プラザ
- ⑦ 3月4日(土) 健康づくり実践教室
アキレス(株)
- ⑧ 3月中旬 企業訪問リスクアセスメント発表会
オグラ金属(株)
- ⑨ 3月22日(水) 第4回役員会・理事会
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 1月24日(火) 動力プレス金型調整等特別教育(学科教育)
栃木商工会議所
- ② 1月26日(木) 平成28年度
「労務管理セミナー・無期転換セミナー」
ニューアプロニー
- ③ 2月2日(木) ~ 3日(金)
職長教育(第4回)
ニューアプロニー
- ④ 2月4日(土) THP健康づくりセミナー
栃木商工会議所
- ⑤ 3月(開催日未定)
「栃木労基署管内「安全宣言」運動!」
防災団体長会議
ニューアプロニー

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 1月18日(水) 職長能力向上教育(再教育)
佐野市勤労者会館
- ② 2月2日(木) 新春労務講演会・懇談会
Hサンルート佐野
- ③ 2月15日(水) ~ 16日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習
佐野市勤労者会館
- ④ 3月2日(木) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑤ 3月22日(水) 第4回理事会
佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 1月12日(木) ~ 13日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習
鹿沼市職業訓練センター
- ② 1月20日(金) 労務管理講習会・新年祝賀会
福田屋百貨店鹿沼店
- ③ 1月25日(水) ~ 26日(木)
アーク溶接特別教育
鹿沼市職業訓練センター
- ④ 2月23日(木) リスクアセスメント担当者研修
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 2月予定 産業安全部会・労働衛生部会・労務管理部会
場所未定
- ⑥ 3月予定 総務部会・理事会
場所未定
- ⑦ 3月予定 THP実施推進者研修(衛生管理者対象)
場所未定

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 1月6日(金) 北栃木新春名刺交換会 大田原市
- ② 1月10日(火) 那須塩原市新春賀詞交歓会
那須塩原市
- ③ 3月3日(金) 総務部・産業安全部・労働衛生部合同部会
那須町
- ④ 3月23日(木) 理事会 監督署会議室

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 1月12日(木)～13日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力) 鹿沼市
- ② 1月20日(金) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
日光市大沢公民館
- ③ 2月16日(木)～17日(金)
職長教育 日光市大沢公民館
- ④ 2月22日(水) 労務管理講習会 日光市大沢公民館
- ⑤ 3月1日(水) 刈払機取扱作業安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑥ 3月3日(金) 玉掛け業務従事者安全衛生教育
(那須クレーン教習所協力)
日光市大沢公民館
- ⑦ 3月8日(水)～9日(木)
伐木等の業務特別教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑧ 3月予定 専門部合同委員会 場所未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 1月13日(金) リスクアセスメント実務研修
真岡市青年女性会館
- ② 1月17日(火) 特定粉じん作業特別教育
真岡市青年女性会館
- ③ 1月30日(月)～31日(火)
職長教育 真岡市公民館 西分館
- ④ 2月10日(金) 労務管理セミナー 真岡市公民館
- ⑤ 3月13日(月)～16日(木)
フォークリフト運転技能講習
【林災防協力】 真岡市公民館

平成 28 年度各種技能講習等実施計画表 (1～3月)

栃木労働局登録教習機関 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

| 実施月日 | 講習科目等 | 会場 | 受付開始 | 締切 |
|------|---------------------------------------|--------|----------|----------|
| 1 | 10(火)～11(水) 有機溶剤作業主任者技能講習⑩ | 建設産業会館 | 10/11(火) | 12/22(木) |
| | 16(月)～17(火) 安全管理者選任時研修② | 〃 | 10/17(月) | 1/5(木) |
| | 23(月)～24(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥ | 〃 | 10/24(月) | 1/10(火) |
| | 30(月)～31(火) 乾燥設備作業主任者技能講習③ | 〃 | 10/31(月) | 1/16(月) |
| 2 | 6(月)～7(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑪ | 建設産業会館 | 11/7(月) | 1/23(月) |
| | 16(木)～17(金) 栃木 KYT トレーナー研修②(中災防主催) | 〃 | 随時 | 先着順 |
| | 20(月)～22(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥ | 〃 | 11/21(月) | 2/6(月) |
| | 27(月)～28(火) 安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③) | 〃 | 11/28(月) | 2/13(月) |
| 3 | 6(月)～7(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑫ | 建設産業会館 | 12/6(火) | 2/20(月) |
| | 13(月)～14(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦ | 〃 | 12/13(火) | 2/27(月) |
| | 16(木)～17(金) プレス機械作業主任者技能講習③ | 〃 | 12/16(金) | 3/2(木) |

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

正しい知識で 職場を安全・健康に!


安全衛生教育促進運動

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

期間：平成28年12月1日～平成29年4月30日

わが国の労働災害は、平成28年に入り製造業の死亡災害件数が前年同期を上回って推移しているほか、就業者の約7割を占める第三次産業においても死傷災害件数が増加するなど、予断を許さない状況にあります。こうした第三次産業での災害増加に加え、職場でのメンタルヘルス対策の重要性が高まっていることを受け、平成28年10月には「安全衛生教育推進要綱」の改正が行われました。各事業場ではこの要綱を踏まえ、安全衛生教育・研修体制の一層の充実を図ることが求められます。

特に、雇入れ時教育・職長等教育・作業内容変更時教育・特別教育等の徹底や就業制限業務に係る資格取得は労働安全衛生法で義務付けられており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

詳しくはこちら  **安全衛生教育促進運動** で **検索**